

2010年10月

クライアントの皆様へ

日本ホメオパシー医学協会

ホメオパシー健康相談会での適用レメディーのお渡しについて

これまで、当協会認定のホメオパシーセンターでは、ホメオパシー健康相談会において、法律遵守を徹底して参りました。この度、昨今のホメオパシーの普及拡大に伴い、行政庁の法解釈・運用も徐々に変化してきており、行政庁の指導も参考にし、さらに法律遵守を徹底する観点から、ホメオパシー相談会での適用レメディーのお渡しについて、本部センターはもとより、地方の全センターにおいても同様に下記の通りにシステムを変更させて頂くことになりました。

以下、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 新しいシステム開始 2010年10月1日より
2. 「レメディー適用書」の使用
ホメオパシー健康相談会終了時に、担当ホメオパスはレメディーを記載した「レメディー適用書」をお渡しします。
※これまでのようにホメオパシーセンターにて、レメディーをお受け取り頂くことはできなくなります。
3. お支払いについて
 - ・ホメオパシーセンターでは、ホメオパシー健康相談料のみをお支払いいただくこととなります。
 - ・レメディー料金は、レメディーご購入の際に、レメディー販売店へお支払いいただくこととなります。
4. レメディーご購入方法について
「レメディー適用書」に書かれたレメディーのご購入は、皆様ご自身にお願いすることとなります。
レメディー販売店にて、直接ご購入いただくか、Faxにて申し込みをして、お受け取りください。
(通常、商品代他、送料・代引き手数料がかかる場合があります)
レメディー販売店によっては、レメディー適用書に記載されたレメディーの取り扱いがない場合がございますので、事前にご確認ください。
※レメディー販売店などの情報について、ホメオパシーセンターにお問い合わせを頂いても、お答えすることはできませんので予めインターネット等でお調べください。

クライアントの皆様には大変ご迷惑・ご不便をお掛けいたしますが、何卒諸般の事情をご理解いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以 上